

よくあるお問い合わせ

申請手続きについて

Q. 申請期間はいつか。

A. 令和5年1月13日（金曜）から2月10日（金曜）までです。

Q. 学校施設コミュニティ開放要領はどこでもらえるのか。

A. 市ホームページからダウンロードすることができますので、そちらから印刷してご利用ください。
また、スポーツセンター受付窓口でも配布しております。

なお、申請する前に必ず「学校施設コミュニティ開放要領」をご一読頂きますようお願いいたします。

Q. 学校で利用可能な競技はどこで確認できるのか。

A. 市ホームページに掲載しております、利用可能競技一覧表をご確認ください。

なお、化成小学校は団体登録を受け付けておりませんのでご了承ください。

Q. 団体員人数が21名以上いる場合の記載はどうすればいいか。

A. 団体員名簿下の「その他」に人数を記入してください。

人数が20名以下の場合には全ての団体員名を記入していただくようお願いいたします。

Q. 大人と子どもがいる団体の場合の年齢層の記載はどうすればよいか。

A. 年齢層の欄に最若年のかたの年齢から最高齢のかたの年齢をご記入ください。

例) 最若年のかたの年齢が7歳、最高齢のかたが25歳の場合 ⇒ 年齢層（7歳～25歳）と記入

スポーツ傷害保険について

Q. スポーツ傷害保険に加入しなければいけないのか。

A. 加入が登録条件です。怪我や事故が起きた場合、

市が保険金等を支払う等の対応は一切いたしませんので、必ず保険にご加入ください。

Q. スポーツ傷害保険は団体ではなく個人で入っていてもよいか。

A. 個人の加入でも構いませんが、必ず全員加入して下さい。

利用施設について

Q. 使いたい学校を指定することはできるのか。

A. 利用できる学校は、代表者が在住または在勤する学区内の学校になっております。

各学校の学区については、学校施設コミュニティ開放要領にて確認をお願いいたします。

Q. 複数の学校を利用登録したいが可能か。

A. 使用できる学校は1団体につき1校となっておりますので、複数の学校を利用登録することはできません。